Ｊ００４　流注膿瘍穿刺　190点
Ｊ００５　脳室穿刺　500点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｊ００６　後頭下穿刺　300点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｊ００７　頸椎、胸椎又は腰椎穿刺　150点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｊ００８　胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）　220点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｊ００９　削除
Ｊ０１０　腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）　230点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｊ０１０－２　経皮的肝膿瘍等穿刺術　1,450点
Ｊ０１１　骨髄穿刺
１　胸骨　260点
２　その他　280点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｊ０１２　腎嚢胞又は水腎症穿刺　240点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｊ０１３　ダグラス窩穿刺　240点
Ｊ０１４　乳腺穿刺　200点
Ｊ０１５　甲状腺穿刺　150点
Ｊ０１６　リンパ節等穿刺　200点
Ｊ０１７　エタノールの局所注入　1,000点
注　甲状腺又は副甲状腺に対する局所注入については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
Ｊ０１７－２　リンパ管腫局所注入　1,000点
Ｊ０１８　喀痰吸引（１日につき）　48点
注１　間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った喀痰吸引の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
２　６歳未満の乳幼児の場合は、75点を加算する。
３　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料、区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料又は区分番号Ｃ１１２に掲げる在宅気管切開患者指導管理料を算定している患者に対して行った喀痰吸引の費用は算定しない。
Ｊ０１８－２　内視鏡下気管支分泌物吸引（１日につき）　120点
Ｊ０１８－３　干渉低周波去痰器による喀痰排出（１日につき）　48点
注１　間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った干渉低周波去痰器による喀痰排出の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
２　６歳未満の乳幼児の場合は、75点を加算する。
３　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料、区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料又は区分番号Ｃ１１２に掲げる在宅気管切開患者指導管理料を算定している患者に対して行った干渉低周波去痰器による喀痰排出の費用は算定しない。
Ｊ０１９　持続的胸腔ドレナージ（開始日）　550点
注１　持続的胸腔ドレナージの費用は、挿入したドレーンの本数にかかわらず、１日に１回に限り算定する。
２　３歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｊ０１９－２　削除
Ｊ０２０　胃持続ドレナージ（開始日）　50点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｊ０２１　持続的腹腔ドレナージ（開始日）　550点
注１　持続的腹腔ドレナージの費用は、挿入したドレーンの本数にかかわらず、１日に１回に限り算定する。
２　３歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｊ０２２　高位浣腸、高圧浣腸、洗腸　65点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。
Ｊ０２２－２　摘便　100点
Ｊ０２２－３　腰椎麻酔下直腸内異物除去　45点
Ｊ０２２－４　腸内ガス排気処置（開腹手術後）　45点
Ｊ０２２－５　持続的難治性下痢便ドレナージ（開始日）　50点
Ｊ０２３　気管支カテーテル薬液注入法　120点
Ｊ０２４　酸素吸入（１日につき）　65点
注１　使用した精製水の費用は、所定点数に含まれるものとする。
２　間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った酸素吸入の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
３　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った酸素吸入の費用は算定しない。
Ｊ０２４－２　突発性難聴に対する酸素療法（１日につき）　65点
Ｊ０２５　酸素テント（１日につき）　65点
注１　間歇的陽圧吸入法と同時に行った酸素テントの費用は、間歇的陽圧吸入法の所定点数に含まれるものとする。
２　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った酸素テントの費用は算定しない。
Ｊ０２６　間歇的陽圧吸入法（１日につき）　160点
注１　間歇的陽圧吸入法と同時に行う喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントは、所定点数に含まれるものとする。
２　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った間歇的陽圧吸入法の費用は算定しない。